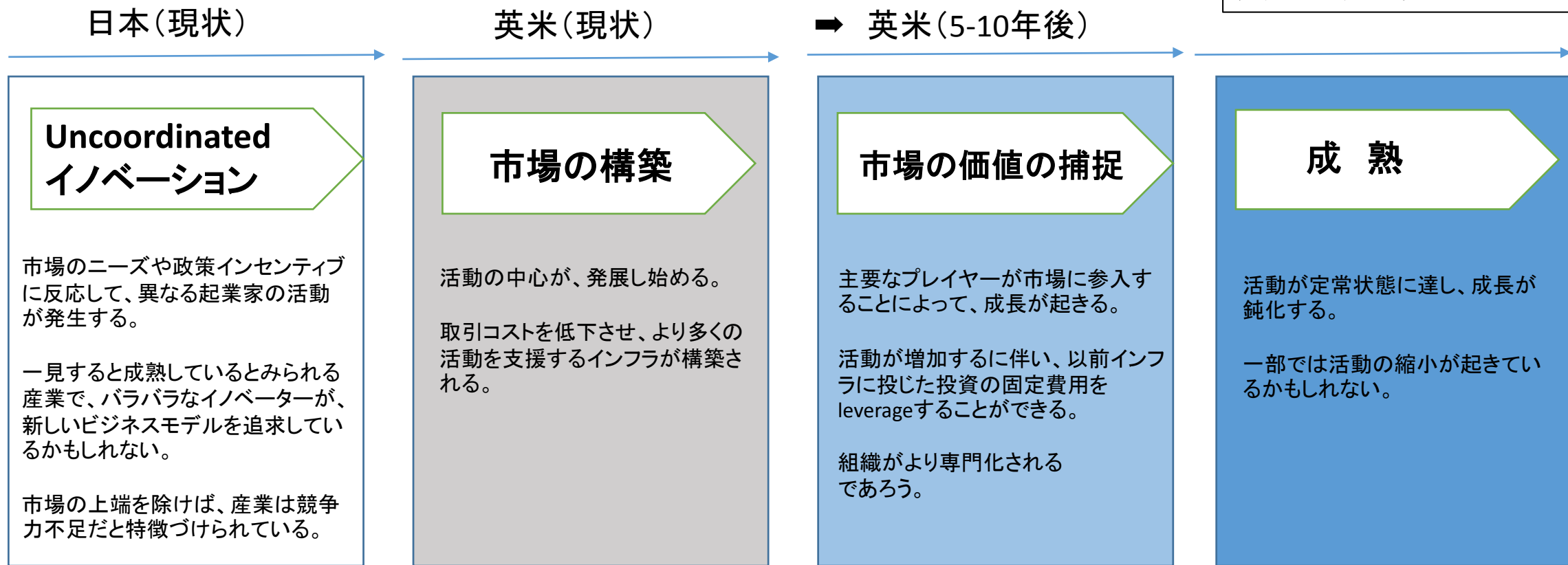
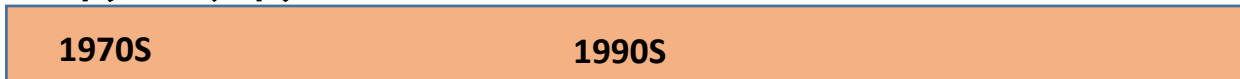


■ ソーシャル・ファイナンス市場の発展段階

日本は、市場はまだない。
英米は、市場の形成時期



マイクロファイナンス



地域開発金融



ベンチャーキャピタル／プライベート・エクイティ



(出所) Monitor Institute(2009), "Investing For Social & Environmental Impact"

英国での動き

- 1997年 ブレア政権（労働党）第三の道
2000年 ソーシャル・セクターの動き認知
英国政府 Social Investment Taskforce設置（～2010）
- 2002年 CITR開始、Bridge Ventures 設立
2004年 休眠口座の預金の活用を提言
2005年 休眠資産委員会設置（～2007年）
- CIC(community interest company)の導入
様々な支援のためのファンド等の設立
- 2008年 法案成立
- 2010年 キャメロン政権（保守党）
ビッグ・ソサエティ（Big Society）
世界初のSIB（ピーターバラ刑務所の再犯防止）組成
- 2012年 Big Society Capital 業務開始
2013年 The G8 Social Impact Investment Forum
the Public Service(Social Value)Act成立
Social Stock Exchange 設置
- 2014年 SITRの実施
2016年 Charities (Protection and Social Investment) Act 2016 成立
※世界で初めて、社会的投資を法律で定義

Social Finance

フェーズ1
(1999-2002)
コミュニティ投資
との位置付け

フェーズ2
(2002-2010)
社会的企業投資
との位置付け

※社会的企業等のサードセクターの資金調達に関心がシフト

フェーズ3
(2010-2015)
ソーシャル・イノベーション
との位置付け

※ファンドを直接設置するよりも、民間資金のレバレッジや資金仲介にシフトしつつある

日本の社会的インパクト投資は、
2016年 338億円

英国の社会的投資(残高)は、2015年末時点で、15億ポンド(約2,700億円)以上

英国におけるソーシャル・ファイナンスのライフサイクル

